

道路交通振動調査結果

測定地点	①県道松阪環状線(第一種住居地域 春日町地内)	②国道23号線(準工業地域 郷津町地内)
道路名	県道松阪環状線	国道23号
車線数	2	4
測定日	令和2年1月20日	令和2年1月20日
用途地域	第1種住居地域	準工場地域
時間帯	昼	夜
測定時刻	9:18 11:18 14:15 16:18 19:30 20:23 21:23 22:22	8:42 10:44 13:46 15:45 19:00 20:00 21:00 22:00
限度値(dB)	65	60
測定結果 L ₁₀ (dB)	39 38 38 35 37 35 35 34 (38)	42 44 45 43 40 32 38 30未満 (44)

注 1) ()内の数値は平均値

- 2) 道路交通振動については、「振動規制法施行規則」第12条で、区域の区分、時間の区分ごとに道路交通振動の限度を定めており、三重県では「振動規制法施行規則に基づく知事が定める区域及び時間の区分」(昭和52年三重県告示第730号)で区域の区分、時間の区分を定めている。